

障がい者のための 防災の手引き



久喜市
K U K I

はじめに

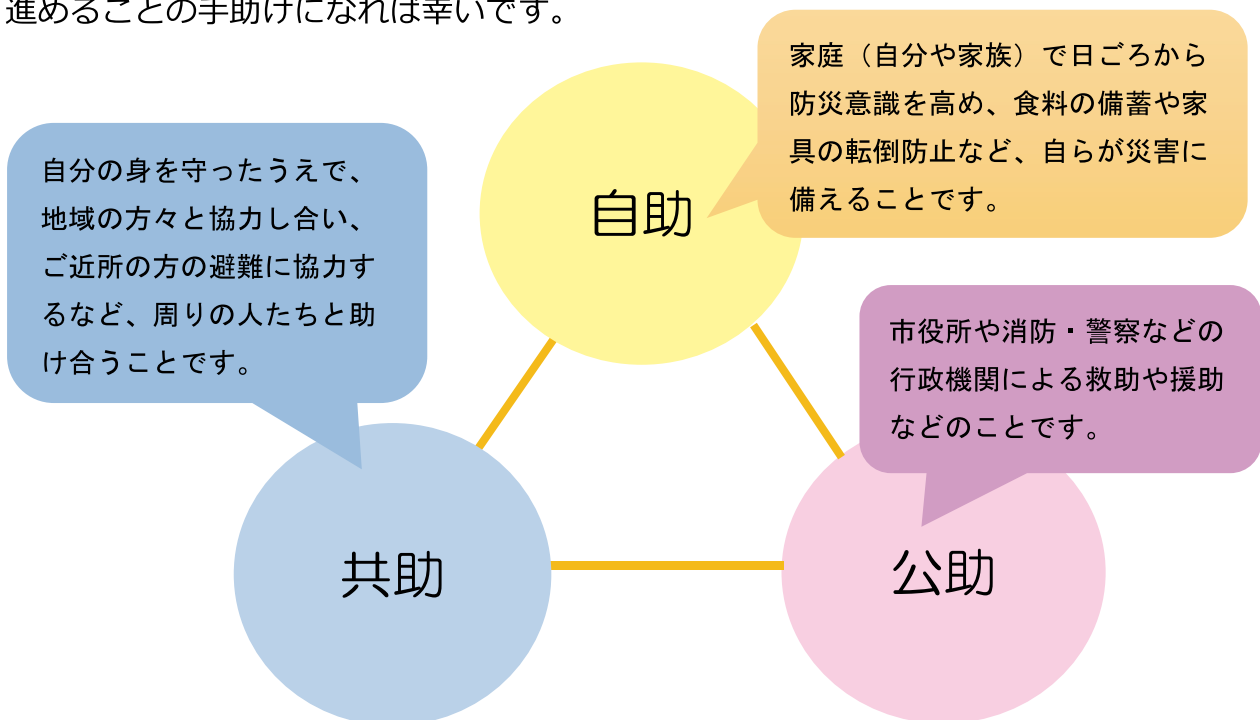
近年、日本各地において自然災害が発生しています。

風水害については、平成30年7月豪雨をはじめ、9月には台風第21号、10月には台風第24号と、各地に甚大な被害をもたらしました。また、地震については、平成30年9月に最大震度7の北海道胆振^{いぶり}東部地震が発生し、大規模な土砂崩れ等、大きな被害がありました。近い将来、首都直下地震、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生も懸念されています。

こうした災害による被害を最小限に抑え、ひとりでも多くの市民の生命および財産を守るためには、「自分の身は自分で守る」という「自助」、地域における助け合いによって、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」、そして、それを補う行政機関による「公助」の、それぞれが役割を果たすために、それぞれが災害対応力を高め、連携を図っていくことが大切になります。

本手引きは、障がいのある方に災害に対する備えや、命を守る適切な避難行動について、また、市民の皆さんに障がいのある方に対する支援方法などを紹介しております。

この手引きを各地域における自助の取り組みに積極的に活用いただき、そして、地域の皆さんが普段から障がいのある方と関わり支え合っていくことができる地域づくりを進めることの手助けになれば幸いです。



目 次

自 助

<障がい者向け>

- 1 災害発生前の備えをしておきましょう
 - (1)環境整備は十分ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2)災害に備えて用意しておくもの・・・・・・・・・・2
 - (3)障がいに応じた準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 災害発生時どのように行動をすればよいか・・・・・・・・9

共 助

<支援者向け>

- 1 障がいに応じた対応
 - ①肢体の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - ②目の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - ③耳または話すことが不自由な方・・・・・・・・・・16
 - ④目と耳の不自由な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - ⑤内部障がい、難病のある方・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - ⑥知的障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - ⑦精神障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - ⑧発達障がいのある方・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

公 助

<障がい者・支援者向け>

- 1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難ルートを確認しましょう・・・・・・・・24
- 2 要援護者見守り支援事業に登録しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 3 災害時支援用ビブス・バンダナ、ヘルプカードなど・・・・・・・・・・・・・・・・34

「自助」について <障がい者向け>

防災の基本は、「自助」です。

「自助」とは、自分の身は自分で守るということです。

普段から、自分の生活空間を安全にすることは自分にしかできないことです。また、災害発生時に、家族の安否確認、病気の家族や災害でケガをした家族への対応もまずは自分です。災害時においては、自分の手で自分と財産を守り、家族を助ける、備えと行動が重要です。以下では災害発生前の備え、災害発生後の行動の手引きを記載しています。

1 災害発生前の備えをしておきましょう



<ポイント>

- ① 家族や支援者などと災害時の避難方法や複数の避難場所、家族の集合場所などを決めておきましょう。
- ② 地域との交流が大切です。普段から、ご近所にあいさつをしたり、地域の活動に参加するなどし、近所の方、自治会などとの交流を持つように心掛けましょう。
- ③ 地域の防災訓練に積極的に参加し、避難場所を確認したり、消火器の使い方を覚えるなど、災害発生時の行動を実践しておきましょう。訓練の場で地域の方とのコミュニケーションを深め、どのような手助けが必要かを話しておくことが、いざというときに役立ちます。家族の方もできるだけ、障がい者本人と一緒に参加しましょう。




(1) 環境整備は十分ですか（確認できた項目にチェックを入れましょう）

① 普段の暮らしの環境を整備しましょう

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 家の耐震診断、耐震補強 |  | <input type="checkbox"/> 窓ガラスが割れたときの飛散防止策
(カーテンを引く、フィルムを貼る) |
| <input type="checkbox"/> 家具の転倒防止、照明
器具などの落下防止 | | <input type="checkbox"/> 食器棚の扉が地震で開かない
ような施錠器具の設置 |
| <input type="checkbox"/> 重い物や割れ物を高い
ところに置かない | | <input type="checkbox"/> 火元への消火器の設置  |
| <input type="checkbox"/> 屋外までの避難経路に物を置かない | | |

② 普段使用している福祉用具、補装具の点検・整備をしておきましょう

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 車いすや杖、歩行器は普段からそばに置く |  | <input type="checkbox"/> 杖や歩行器の損傷確認 |
| <input type="checkbox"/> 車いすのタイヤの空気圧や動作の確認 | | <input type="checkbox"/> バッテリーで動くもの
(電動車いすなど) の常時の充電 |

③ 避難場所・避難経路を確認しましょう

- 生活している部屋から屋外への避難経路の確認
- 屋外までの経路の段差や移動の妨げになる所、物の解消
- 避難する際は、電源ブレーカーを落とす、ガス元栓を閉める、戸締りをする
- 自分の避難場所の確認
(災害の種類によって避難場所が違う場合もあります)



- 避難場所までの経路と距離、時間、避難所設備の確認
- 避難場所までの複数の経路の設定
- 避難時に使用するヘルメット、履き物、軍手の準備 (ガラス等の破片によるケガ防止のため)
- 支援者に伝えられるよう
室内⇒屋外⇒避難所の移動手段の検討



(2) 災害に備えて用意しておくもの (チェックリスト)

災害に備え、ひとまとめにして、決まったところに保管しておきましょう。

① 非常時のために備えておくもの

医療関連

- 体温計 常用薬
- 血圧計
- 手動式人工呼吸器 (呼吸器利用者)
- 処方薬のリスト (お薬手帳のコピーなど)



非常食

- 飲料水
(大人1人に対し1日3ℓ)
 - 缶詰、ビスケット、クラッカー等 (加熱しないで食べられるもの)
- ※1週間分を備えましょう



救急用品

- 家庭用常備薬
- 包帯、絆創膏、消毒薬など



福祉用具

- 車いす、杖、歩行器
- バッテリーや充電器

衣類

- 下着 靴下 着替え
- 上着 (セーター、ジャンパーなど) 雨具
- 防寒具
- 軍手



生活用品

- 洗面用具 紙、アルミ箔食器 非常用照明 ラップ
- 携帯コンロ ライター トイレットペーパー
- ガムテープ 携帯電話、充電器 アドレス帳 ラジオ
- 生活用水 (浴槽に水を張っておく) 非常用電源
- オムツ 採尿器 ポータブルトイレ 懐中電灯
- ウェットティッシュ



② 非常用持出品（まとめてバッグに詰め、持ち出しやすい場所に保管しましょう）

医療関連



- ヘルプカード
- 常用薬、お薬手帳
- 健康保険証 障害者手帳
- 各種受給者証（障害、医療など）

貴重品



- 現金（小銭が有効）
- 通帳・キャッシュカード
- 印鑑
- 権利書のコピー 各種保険、契約書のコピー

生活用品



- 洗面用具 タオル
- ビニール袋 時計
- 携帯電話・充電器
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ

救急用品



- 家庭用常備薬
- 包帯、絆創膏、消毒薬など
- マスク

非常食



- 非常食（缶詰、カンパン等）
- 飲料水

避難用品、その他



- ヘルメットなど頭部を守るもの ライター
- 懐中電灯 携帯ラジオ
- 筆記用具 ホイッスル
- 白杖（視覚障がいの方のみ）
- オムツ 生理用品
- ドライシャンプー 耳栓

衣類



- 下着、着替え 雨具 予備のメガネ 軍手

※定期的に非常用品を確認しましょう。

※賞味期限・使用期限が切れたものは取り替えておきましょう。

※利用者（補装具や呼吸器など）の連絡先を確認しておきましょう。

(3) 障がいに応じた準備

① 肢体の不自由な方

- 災害発生時の安全確保について考えておきましょう
 - ・ 寝室は、なるべく落下物や倒れてくる家具などが少ない安全な空間を確保しましょう。
 - ・ 頭部を守る物（ヘルメット・防災ずきん）を手の届く所に置いておきましょう。
 - ・ 車いすや杖などは、暗闇でもわかるように、蛍光シールを貼っておきましょう。
- 避難時のことや避難先のことを考えておきましょう
 - ・ 避難場所や希望する避難所を調べておきましょう。（距離、設備などを考慮）
 - ・ 避難経路の確認（居室から脱出口、避難所までの経路、車いすで通れるか など）
 - ・ 救助をお願いする人、また、その人との連絡方法（災害時の救助をお願いしておきましょう）
 - ・ 簡易タンカやタンカの代わりになるようなものを用意しておきましょう。
- 透析患者の場合は、かかりつけの病院等が被災した際の災害時の対応を確認しておきましょう
- 非常用持出品を用意しておきましょう
 - ・ 車いすが使えないことも考えて準備しましょう。（おぶい紐、杖など）
- 福祉用具の点検及び整備をしましょう
 - ・ 福祉用具の備品などの確認も忘れずに行いましょう。
 - ・ 救助する方に分かりやすい決まったところに置いておきましょう。
 - ・ 災害で故障したり壊れたりしないように保管しましょう。
 - ・ 電動車いすなどの予備のバッテリー、充電器具を非常持出袋に用意しておきましょう。



☆確認！

車いすの点検・メンテナンス 電動車いすはバッテリーの充電
走行時の異音／ブレーキの効き具合 タイヤの空気圧・ガタつき
シートの損傷・たるみ／各所のネジのゆるみ 可動部の異音・給油・調整

② 目の不自由な方

- 避難場所及び避難所を確認しましょう
 - ・ 避難場所までの経路は、支援者の方と一緒に実際に歩いて決めましょう。
- 家の中の家具の配置を常に一定にし、安全な空間を確保しておきましょう
- 災害情報をすぐに入手するために、常にラジオを身近な場所に置いておきましょう
- 安全な避難について考えておきましょう
 - ・ 避難場所、避難所へ繰り返し訪れて経路を確認しておきましょう。
 - ・ ホイッスル（笛）、軍手、くつなどを身近に置いておきましょう。



●非常用持出品を用意しておきましょう

- ・白杖、点字盤、携帯ラジオは必携です。(暗闇でも認知されやすいように白杖に蛍光テープなどを貼っておきましょう)
- ・盲導犬を連れている方は、ドッグフードや水の備蓄を多めにしておきましょう。

③耳または話すことが不自由な方

●正確な情報の入手方法を考えておきましょう

- ・地域の防災訓練に参加し、緊急時にはメモで情報を伝えてほしいと依頼しておきましょう。
防災メールの登録をしておきましょう。(参照36ページ)

●自分からの情報伝達手段を考えておきましょう

- ・どこでも筆談ができるよう、筆記用具、メモ用紙を携帯しましょう。
- ・携帯電話などのメール機能、携帯電話の災害用伝言板、FAXを確認しておきましょう。
- ・会話カードを作っておきましょう。「避難場所に案内してください」「電話をかけてください」「どんな状況かを書いて教えてください」など。

●非常用持出品を用意しておきましょう

- ・懐中電灯、ホイッスル(笛)、補聴器や人工内耳用電池、携帯電話乾電池式充電器、ペンと筆談用紙、「耳マーク」などの聴覚障がい者とわかるマーク、会話カードなど

※補聴器など福祉用具は、災害時に破損しないよう注意しましょう。



▲耳マーク

④目と耳の不自由な方

●避難場所及び避難所を確認しておきましょう

- ・避難場所までの経路は、支援者の方と一緒に実際に歩いて決めておきましょう。

●地域の方たちと日ごろからコミュニケーションをとるようにしましょう

- ・日ごろから近所に「盲ろう者」が暮らしていることを知っておいてもらいましょう。
- ・近所の方からも情報を知らせてもらえるような交流に努めましょう。
- ・家族や支援者以外にも、災害時に救助をしてくれる方を見つけ、お願いしておきましょう。
- ・地域の防災訓練に参加し、災害時の必要な支援について話し合っておきましょう。



⑤内部障がい、難病のある方

●非常用持出品を用意しておきましょう

- ・薬剤や装具、特殊食品、医療機器については、それぞれ、かかりつけ医や看護師、訪問看護ステーションのスタッフ、薬局の薬剤師、装具・酸素などの供給業者と、障がいの種類などに応じて具体的に緊急時の対応を相談しておきましょう。
- ・最新の薬の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
- ・災害時に支援を受けられる医療機関や医療機器メーカーなどの連絡先リストを用意しておきましょう。



●治療やケアが中断しない対策を立てておきましょう

- ・かかりつけの医療機関に、薬の確保、医療器材（ストマ、カテーテル、ウロバックなど）の確保などを相談しておきましょう。
- ・かかりつけの医療機関に緊急時の対応などを相談しておきましょう。
(例えば、人工透析している方、特殊な治療食が必要な方、食事制限している方、特殊な装具や医療機器を使用している方〔ペースメーカー、人工呼吸器などの生命維持装置など〕、酸素療法をしている方など)
- ・医療機器が故障したときのために、医療機器メーカーの緊急時の連絡方法を調べておきましょう。
- ・家族にも緊急時の対処法をよく説明し、理解してもらいましょう。
- ・市役所（防災担当部署）などで避難所の設備や環境を確認し、必要な準備をしておきましょう。

⑥知的障がいのある方

●ひとりでいるときや家族や仲間とはぐれた場合のことを家族で話し合っておきましょう

- ・災害発生時の身の守り方を確認しておきましょう。(あわてて急に走ったり、外に飛び出さないようにするなど)
- ・避難場所、または待ち合わせの場所や連絡方法を確認しておきましょう。
- ・困ったことがあれば、周りの人に助けを求められるよう、日ごろから本人に意識づけておきましょう。
- ・災害時に支援が必要なことを書いたサポート手帳やヘルプカードを携行しましょう。
- ・身元や連絡先等が確認できる名札などを衣服やカバンなどに縫いつけておきましょう。



- 避難場所や避難所に実際に行って、避難経路を覚えておくよう心掛けましょう
- 非常用持出品を用意しておきましょう
 - ・最新の薬の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
 - (独自の服用方法があるときは、そのことをサポート手帳に記入しておきましょう)
 - ・避難先で落ち着けるものや安心できるもの(いつも使っているお気に入りのもの)を用意しておきましょう。
- 地域の避難訓練などに参加(体験)することによって、普段から付き合いのない方との集団行動や、見知らぬ方からの声掛けに慣れておきましょう
- ストレスのかかる避難所での生活についても家族で話し合い、対策を考えておきましょう

⑦精神障がいのある方

- 最低3日分の薬と処方せんのコピーなどを携行しましょう
- 健康保険証、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、自己負担上限額管理票(精神通院指定医療機関、薬局)を準備しておきましょう
- かかりつけの医師に相談しましょう
 - ・合併症があったり、被災のストレスで病状の悪化が心配な人は、その対応を相談しておきましょう。
 - ・継続した治療が受けられるか、薬を処方することができるかなどを相談しておきましょう。
- 非常用持出品を用意しておきましょう
 - ・最新の薬の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
 - (独自の服用方法があるときは、そのことをサポート手帳に記入しておきましょう)
- 付き合いのある身近な人など、災害や緊急時に相談できる人をつくり、混乱しても忘れないよう名前や連絡先を書き留めておきましょう
- 不安などで体の調子が悪くなったら、無理をせず、周囲の人に自分の状況を伝えて、助けを求めましょう



⑧発達障がいのある方

- 被災した時のことなどを、家族で話し合っておきましょう
- ・自宅、学校、職場、通所施設などにいるときの避難場所を確認しておきましょう。
- ・避難場所を実際に行って、場所や経路を覚えておくようにしましょう。
- ・災害発生時の身の守り方、家族との連絡方法、困ったときにまわりの人に助けを求める方法などを確認しておきましょう。
- 非常用持出品を用意しておきましょう
- ・最新の薬の処方せん明細または投薬説明文、お薬手帳を携帯電話やスマートフォンに写真で登録したり、コピーを保管しておきましょう。
(独自の服用方法があるときは、そのことをサポート手帳に記入しておきましょう)
- ・自分が食べられる非常食や飲み物を用意しておきましょう。
- ・避難先で落ち着けるものや安心できるもの（いつも使っているお気に入りのもの）を用意しておきましょう。
- ・周囲の音や人が気になる場合は、耳栓やアイマスクがあると落ち着けることがあります。
- 地域の人たちと交流を深め、発達障がいについての理解を深めましょう



2 災害発生時どのように行動すればよいか

<ポイント>

① 状況に応じた対処をしましょう

- ・災害の種類やその時いる場所によって、対処の仕方が違います。この防災の手引きを参考にその状況に合った行動をしましょう。
- ・障がい者を含む多くの災害時要援護者は、素早い避難行動が困難です。災害情報から避難の緊急性を考えて早めの避難対処を判断しましょう。

② 被害の拡大を未然に防ぎましょう

- ・あわてずに冷静に行動し、自分の身を守り、被害の拡大や二次災害を防ぎましょう。
- ・障がいや体の状態により自分の力で判断や行動がとれない場合は、無理をせずにまわりの人に助けを求めましょう。

①初期対応として、まずは、自分の身を守りましょう

●地震のときは、まずは身の安全を確保しましょう

- ・丈夫なテーブルや机の下にもぐり、頭を守りましょう。もし困難な場合は、布団の下にもぐり、座布団やクッションなどで頭を守るようにしましょう。



- ・座る、這^はうなど姿勢を低くし、何かにつかまり身体が放り出されないようにしましょう。
- ・屋外にいるときは、建物や倒れるものから離れ、落下物に注意しましょう。

●火災のときは、すぐに近所の人に知らせ、助けを求めましょう

- ・初期消火は大事ですが、自分で火を消すことができないと思ったら、無理をせず早く逃げましょう。

●火事の時や倒壊した家に閉じ込められたり、ひとりで脱出できないときは、笛やブザーなどで大きな音をたてて助けを呼びましょう



②現状を確認・待機しましょう

●すぐにあわてて外に飛び出すと危険です。周りの状況を見て落ち着いて行動しましょう

●避難できなかった場合は、一番安全と思われる場所で救助が来るのを待ちましょう

- ・市の防災情報など正しい情報を集めましょう。また、家族や支援者などに自分が無事であることを連絡しましょう。

●地震の場合、以下のように対応しましょう

- ・万一のために電源ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。



- ・ガスもれの危険があるので、不用意に火気を使用しないようにしましょう。
- ・出入口の扉や窓などを開けて、逃げ場を確保しましょう。
- 救助を依頼しましょう
 - ・家族、親戚、近所の人、友人、自主防災組織など、あらかじめ救助を依頼する人を決め、支援をお願いしておきましょう。
- 貴重品、薬、必要な装具など、非常時の持出品がそろっているかを確認しましょう



③避難をしましょう

どんなに準備を整えていても「想定外」な状況になり、避難行動や身を守ること、まわりの状況判断ができない事態が起きるかもしれません。ひとりで行動することを避け、できるだけ集団で行動するようにしましょう。

- 支援者に避難所までの誘導を頼み、非常用持出品を持って避難しましょう
- 地震や竜巻のときは、がれきや飛散したガラスなど足元の落下物に気をつけましょう
- 外出中の家族には、避難先などを書いた連絡メモを残しましょう
- 水害のときは、風雨や飛来物に気をつけ、手をつないだり体をロープで結んだりして、誰かと一緒に避難しましょう
- 狭い路地や切れて垂れ下がっている電線など、危険を避けて避難しましょう



◆目の不自由な方

災害時は、いつもと同じように歩行することが難しい状況です。ひとりで行動することを控え、できるだけ援助を待つか、まわりの人に救助を頼み、誰かと一緒に避難しましょう。

- 安全な避難と周囲の協力が必要です

【火事の際は】

- ・火の気を感じたら大声で助けを呼び、煙に気が付いたら頭を低くして避難しましょう。

【地震の際は】

- ・散乱したガラス等でケガをしないように、軍手とくつ等を着用し、家の中でも白杖を使いましょう。
 - ・揺れが収まったら、家族や近所の人に火気の確認をお願いしましょう。
 - ・外出時の場合は、揺れが収まったら近くの人に助けを求め、周囲の状況を説明してもらいましょう。
- 周囲の状況を把握しましょう
 - ・近くにいる家族や支援者、近所の人に連絡をして、状況を知らせてもらいましょう。



◆目と耳の不自由な方

- 動き回らず支援者を待ちましょう
- ・室内でもくつを履きましょう。防災頭巾やヘルメットをかぶりましょう。盲ろう者ステッカーを着衣の見えやすいところにつけましょう。
- ・支援者が入れるよう玄関を開けたままにしましょう。



◆知的・精神・発達障がいのある方

- とにかく身を守り、落ち着いて行動しましょう
- 混乱して自分で決められないときは、家族や支援者、周りの人に助けを求めましょう
【ひとりで電車やバスに乗っているときや、駅にいるときに、大きな地震があったら】
- ・駅員や運転手の言うことをよく聞きましょう。
- ・落ち着いて、周りの人と一緒に安全な場所に逃げましょう。



④避難生活について

【避難所に着いたら】

- 安否情報と避難先などを家族や親戚、支援者などに連絡しましょう
- 避難所の名簿に登録しましょう（安否や所在の確認のためにも登録しましょう）
- ・要援護者見守り支援事業に登録をしている方は、そのことを伝えましょう。
- ・避難所生活でどんなことが困りそうか、わかる範囲で伝えましょう。
- ・受付で、自分の障がい、体の状況や生活上の注意事項などを伝えましょう。
- ・特別な配慮や福祉避難所などを希望する方は申し出ましょう。
- ・内部障がいや難病の方は外見からわからないこともあるので、自分の疾患を説明し、周囲の理解を求めましょう。（共同作業ができない、支給される食事が食べられないなど）

【避難生活では】

- ・体調が悪いときは、避難所運営者にすぐ連絡しましょう。また、周りの人に医療機関等への連絡を頼みましょう。
- ・医療行為を受けている方は、避難時や避難所に着いてから、かかりつけの医療機関に連絡し、対処方法を確認しましょう。

【避難せず自宅で生活するとき】

避難をせずに、自宅に留まる場合は、自宅にいることを行政区長や民生委員などに伝え、水、食料、援助、物資の配布情報などを知らせてもらえるようお願いしましょう。



【車中泊やテント泊をするときは】

車中泊・テント泊をする方は以下のことに気をつけましょう。

- ・車やテントは周囲の安全を確認して設置しましょう。
- ・災害情報や配給物を確保するため、避難所に定期的に出向きましょう。
- ・安全や心の健康のため、周囲の方と常に声を掛け合しましょう。
- ・血栓ができないように車やテントに閉じこもらず、できる限り外で身体を動かしましょう。

【遠くの親戚・知人の家などに避難するときは】

避難することを、行政区長や民生委員などに伝え、ご自身の安否の情報を伝えましょう。

「共助」について <支援者向け>

東日本大震災のような大きな被害をもたらす災害では、行政（市役所、警察、消防など）は同時に全ての現場に向かうことはできません。また、避難所の設置や救援物資の到着には時間がかかることが考えられます。災害発生時や発生後に、自主防災組織や自治会、支援者の方などが、自分の地域は自分たちで守るという意識を持ち、みんなで助け合うことも大切なことです。こうした状況では、地域内（ご近所）の方々の救助活動や支援活動が重要です。以下では、支援者向けに障がい種別ごとの対応を記載しています。

1 障がいに応じた対応

① 肢体不自由の方

障がいの特性

～自力で歩行や素早い避難行動が困難～

肢体不自由の方は、先天的または病気、事故、加齢によって運動機能に障がいがあります。

災害発生時、まず直面する問題が「避難」です。体を動かすことに支障があることが多いため、自分の体を守ること、自力で避難・脱出することが困難です。

また、行動に制限があるため、多くの方が車いすや杖などの福祉用具や日常的な介助を利用して生活をしていることから、避難生活においても食事や排泄、入浴、移動などにサポートが必要です。

運動機能の障がいといっても、その原因は神経系、脳、骨、関節、筋肉などさまざまで、症状や障がいも手や足、体など一人ひとり状況が異なります。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～相手の希望に沿うこと～

肢体不自由の方を介助・支援するときは、障がいのある方がどのような方法で支援してほしいかなどの希望を聞いて、できる限り希望に添えるよう対応することが重要です。



2 介助・支援の方法

●歩行困難な方を救助・脱出する場合

- ・容易に車いすに乗れる場合は車いすを使用してください。
- ・車いすに乗る時間もない場合は、毛布・マットレスなどに乗せ、引きずって脱出しましょう。
- ・ベッドに寝ている場合は、頭部を守ってマットレスごとベッドから降し、マットレスを引きずって脱出しましょう。

●杖歩行の方を誘導する場合

- ・段差やでこぼこの少ない場所を選んで歩くようにしましょう。
- ・救助する方は、基本的に杖を持っていない側（マヒ側）に立ち、ズボンやベルトをしっかりとって腰の部分を支え、バランスを崩したときに対応できるようにしましょう。

●ひとりでの救助が難しいと思われるときは、速やかに応援を依頼しましょう。

3 避難所で生活するとき

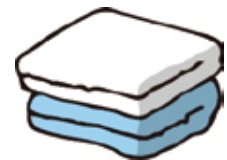
避難所に入所する際、受付で避難者名簿への登録を行います。この登録の際に、必要な設備や介助についての希望を確認して、避難所の運営者に伝えましょう。(避難所のトイレが使用できない場合なども考えられますので、支障を生じることがないかなど、障がい者本人によく確認しましょう。)

●障がい者に応じた環境整備や配慮をしましょう

- ・車いすや歩行困難者が動ける環境を整備しましょう。(通路確保、段差の解消、通路に物を置かないなど)
- ・車いす対応トイレがある場合、トイレの場所を案内し、本人の意向を確認の上、トイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮しましょう。
- ・体温調節が困難な人もいますので、優先的に毛布等を用意しましょう。また、「寒くないですか」など、声掛けをしましょう。

●マンパワーを確保しましょう

- ・介助者や介助技術を指導できる人を配置しましょう。
- ・食事・排泄・入浴・移動などの積極的なサポートをしましょう。
- バッテリー利用者(電動車いすなど)のための電源を確保しましょう



車椅子を利用されている方などの移動の手引き

- ・10cm程度の段差は傾けて持ち上げられます。



- ・下り坂は後ろ向きに降りると落下しません。



- ・エレベーターが使えないときは、手動車いすは2～4人で持ち上げられます。電動車いすは押すと壊れることがあり、100kg以上になるので持ち上げるのは危険です。
- ・車椅子が使えない坂道や高層階では、おぶいひもや担架を用意しておく心安です。



② 目の不自由な方

障がいの特性

～視覚による状況の把握が困難・単独では素早い避難行動が困難～

目の不自由な方とは、視力や視野に障がいがある方で、光を全く感じない全盲の方、弱視の眼鏡などを使用することで拡大文字が識別できる方、視野が極端に偏る視野狭窄きょうさうさくの方などさまざまです。

災害発生時、目からの情報が得られず、危険を回避することが難しくなります。普段問題なく生活していた場所も、災害で家や避難経路などの状況が一変すると安全に行動することが難しくなります。

1 障がいのある方を介助・支援するとき

～言葉による情報説明が必要～

目の不自由な方を介助・支援するときは、「何かお手伝いしましょうか」と声を掛けてください。

また、周囲の状況を目で確認できないため、言葉で状況などを説明してください。

2 介助・支援の方法

●誘導する場合

- ・白杖を持っていない側または盲導犬と反対の側に立ち、一步先を歩き、肘の上または肩をつかんでもらいます。
 - ・歩行速度は本人に合わせ周囲の状況を説明しながら、気をつけて歩いてください。
 - ・後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないでください。
 - ・「前に」「後ろに」などの具体的な位置や、「階段がある、段差がある」「上る、下りる」など行く先の状況が分かるように説明してください。
 - ・時計の文字盤で方向（11時の方向等）を伝えたり、何メートル等の位置を具体的に伝えてください。
 - ・避難する際は、周囲の状況をどのような状況なのかを具体的に説明しながら誘導してください。
- 盲導犬と一緒に場合は、歩く方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしないでください。



3 避難所で生活するとき

- 避難所内を案内しましょう（避難所の設備、トイレの場所、部屋の広さなど）
- 障がい者に応じた環境整備をしましょう
 - ・壁づたいに移動できるような工夫をしましょう。
 - ・周囲の状況が把握しやすい場所（移動が少ない入口の近くやトイレに行きやすい場所、壁際など）で過ごせるよう配慮しましょう。また、周囲の状況が変化したら、その都度説明しましょう。
 - ・視覚障がいのある方には、災害支援用ビブスの着用を促しましょう。（参照34ページ）
- 情報伝達方法を確立しましょう
 - ・市の広報紙や生活情報などの文字による情報は、必ず何が書いてあるのか伝えるようにしましょう。
 - ・点字の読み書きができない方もいるので、音声によるコミュニケーションも必要です。
 - ・情報は指示語（これ・あれ・あちらなど）を使わず、できるだけ具体的な表現にしましょう。
- 本人が置いた物を移動させると、物の所在がわからなくなります。移動する場合は、移動した場所を伝え、触って確認してもらってください



③耳または話すことが不自由な方

障がいの特性

～音声による指示が認識できない・視界外の危険を察知することが困難～

耳の不自由な方は、外見からはわかりにくい障がいで、全く聞こえない方や補聴器を使用することで会話ができる方などさまざまです。声を掛けても返事がなく、「無視された」「失礼だ」と感じることもあると思います。また、発音が不明瞭で聞き取りにくい場合もあります。

災害時の情報の多くが「音声」によって伝達されるため、必要な情報の入手が困難です。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～視覚による情報伝達が必要～

耳または話すことが不自由な方を介助・支援するときは、音で情報を得ることが難しいため、できるだけ、視覚で情報を伝えるようにします。聴力損失の時期や程度により、コミュニケーション手段が異なり、全ての方が手話を使えるとは限りません。また、発語が円滑にできないので、意思や気持ちを口頭で伝えられなかったり、口頭で伝えるには時間を要します。本人の受け答えの様子を見ながら、複数の方法で情報を伝達してください。

耳が不自由な方は、周囲の状況などが不足するため、支援者等が引率すると安心して避難できます。

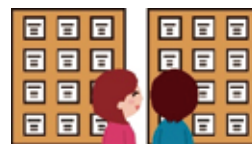
2 介助・支援の方法

- 手話以外にもさまざまなコミュニケーション手段（身振りと表情、口の動き（読話）、携帯電話などの画面を見せもらう、筆談、紙だけでなく、手のひらや空中にも書ける、絵や図など）があります
- 会話をするときは
 - ・どんな方法で会話する時も、まず肩を軽く叩いたり、合図で注意を引きつけてから始めてください。
 - ・前に回って、はっきり口を開けて、普段の速さで話してください。
 - ・「おにぎり」「配られます」のように文節ごとに区切って話してください。
 - ・筆談は、「いつ」「どこで」などを簡潔に書いてください。
- サイレンも市の防災無線も聞こえませんが、災害や緊急時の情報は、必ず知らせてください
時には命に関わるので、緊急情報はメモにして伝えて、正しく伝わっているかを確認してください



3 避難所で生活するとき

- 情報伝達の方法や視覚による情報伝達など、一緒に支援してもらえる人を確保しましょう
 - ・情報を文字で伝える「お知らせ掲示板」などを設置しましょう。
 - ・周囲との会話ができず孤立しないよう、時々様子をうかがいましょう。
 - ・手話通訳者や手話ができるボランティアを可能な限り配置しましょう。
 - ・聴覚障がいのある方には、災害支援用バンダナの着用を促しましょう。（34ページ参照）
- 停電時の夜間は、手話や筆談はできません。手の届くところに懐中電灯などを確保しましょう



④目と耳の不自由な方

障がいの特性

～ひとりでの避難が不可能・孤立による不安と恐怖の軽減～

視覚と聴覚の両方に障がいがある人を「盲ろう者」といいます。

盲ろう者は、次の4つに分けられます。

- (1) 全く見えず聞こえない(全盲ろう) (2) 全く見えず少し聞こえる(全盲難聴)
(3) 少し見えて全く聞こえない(弱視ろう) (4) 少し見えて少し聞こえる(弱視難聴)

障がいの状況などによりコミュニケーション方法が異なります。手話、触手話、点字、音声などの方法がありますが、手のひらに指で字を書く「手のひら書き」が多く使われています。

災害発生時には、状況の把握が困難であるため、ひとりでの避難や脱出は不可能です。移動するためには必ずサポートが必要になります。さらに発音が不明瞭で聞き取れない場合もありますので、コミュニケーションのとり方が重要となります。

また、人に触れなければ隣にいる人の存在もわかりません。

大勢の人の中でも周囲にいる人の存在を感じることができないため、被災時の孤立感からくる恐怖や不安は私たちの想像を絶するところです。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～状況把握が困難～

目と耳の不自由な方を介助・支援するときは、目と耳からの情報入手が困難なので、緊急時などに瞬時の状況把握や判断ができません。緊急時にどう意思疎通をとるかがポイントになります。

2 介助・支援の方法

- 目の不自由な方に声掛けしても反応がない場合は、盲ろう者かもしれません。まず正面から肩か腕を軽く叩いて、注意を促してから、手のひらに文字を書いて、コミュニケーションを図っててください(手のひらに文字を書くときは、1文字ずつ大きく書いてください)
- 誘導する場合
 - ・白杖を持っていない側、または、補聴器装着側に立って、誘導する人の肘の上、または肩をつかんでもらいます。
 - ・誘導するときは、自分が半歩前に出て、肩や肘などにつかまってもらい、足元に注意しつつ、相手の歩くスピードに合わせて歩きましょう。
 - ・後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないでください。特に、階段や段差があるところでは気をつけましょう。
 - ・足元だけでなく、盲ろう者の身長と同じか少し低い木の枝、看板などには十分注意してください。



3 避難所で生活するとき

●マンパワーを確保しましょう

- ・盲ろう者通訳介助員を配置するなどの配慮をしましょう。
- ・移動時にサポートする人は、誘導方法を理解しておきましょう。



●環境整備の配慮をしましょう

- ・壁づたいに移動できるような工夫をしましょう。
- ・壁づたいに移動するので、トイレに近い場所や避難所・居室の出入口付近に生活の場を設けましょう。
- ・トイレへの誘導で初めて利用する場合は、トイレの入口ではなく個室まで案内し、トイレの中の様子（便器の向き、水の流し方など）を説明しましょう。

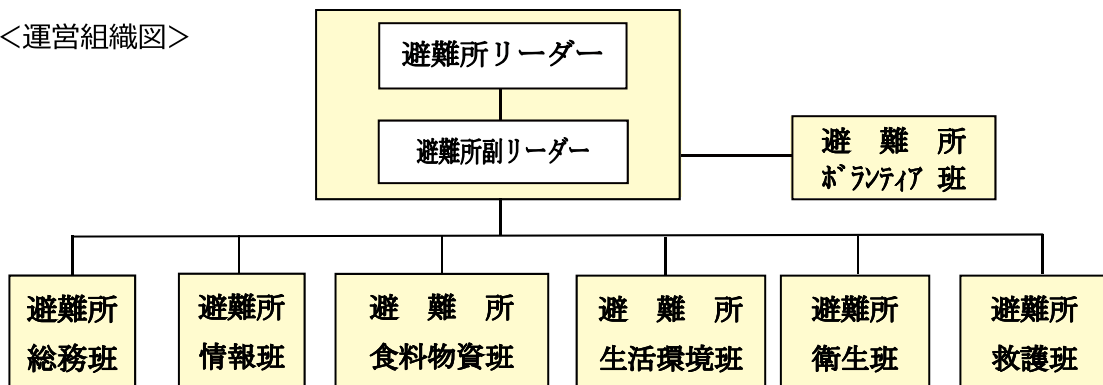
●情報からの孤立を防ぎましょう

- ・本人に合ったコミュニケーション方法による情報提供をしましょう。
- ・情報提供後は、伝わっているかどうか常に確認しましょう。

【避難所が開設されたら】

- ・避難所が開設された際は、避難者自身による自主組織を中心とする「運営組織」を結成します。
- ・避難所運営を行うため、避難住民に呼び掛け、避難所リーダーと避難所副リーダーを選出します。
※選出する際には、自主防災組織や区長等を活用します。
- ・避難所の運営組織は、避難所リーダー、避難所副リーダー、その他協力していただけるボランティアで構成します。
- ・運営組織は、総務班、情報班、食料物資班、生活環境班、衛生班、救護班で構成します。
- ・各活動班の班長は、班員の中から避難所リーダーが指名します。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には、複数の女性に参加していただきます。
- ・市職員や施設管理者は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐと共に、円滑に組織が運営できるようにサポートします。

<運営組織図>



⑤内部障がい、難病のある方

障がいの特性

～自力歩行や素早い避難行動が困難、医療的ケアや常時使用の医療機器・医薬品が必須～

内部障がいのある方は、さまざまな臓器や免疫機能に障がいのある方で、常に生命維持のための医療的ケアや、継続した医療や健康管理、介護が必要です。被災すると治療やケアが受けられなくなると命にかかわるので、日頃からの準備が大切です。また、障がいが外見からはわかりにくいいため、周囲の理解が必要となります。

難病とは、病気の原因が不明だったり、治療の方法が確立されていないため、後遺症を残すおそれがある疾患です。普段から医療を必要としている点では、内部障がいと同様ですが、病気によって症状もさまざまなので、他の障がいへの対応を参考にしてください。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～外見からはわからないため、周囲の配慮が必要～

内部障がいとは、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓などの機能の障がいです。外見などでは障がいがあるかどうかわかりにくく、また、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合もあります。病気の程度や障がいの状態によって、必要な支援が大きく異なるため、一人ひとりの状況把握が必要です。

2 介助・支援の方法

- どのような支援や配慮が必要か、本人や家族に確認しましょう
- 本人の依頼があれば、必要に応じ医療機関に連絡して、その指示に従いましょう
- 携帯電話は、ペースメーカーに誤作動を生じさせる可能性があるため、使用する場合は本人に確認しましょう

3 避難所で生活するとき ～いつも通りの治療やケアが継続できるか～

- 医療機関との連携に努めましょう
 - ・ 薬、食事、器具など必要な物の確保に努めましょう。
 - ・ 医療行為を受ける必要のある人には申し出てもらい、行政と連絡をとって受入可能な病院の確認や移動手段を確保しましょう。
 - ・ 特別な治療が必要な方は、医療救護所や看護師、保健師などに相談しましょう。
- 医療的なケアや介護を要する場合には、医療機関などへの移送について検討しましょう

⑥知的障がいのある方

障がいの特性

～自分で危険を判断し行動することが困難・急激な環境変化への適応が困難～

知的障がいは、先天的な疾患や出産時の事故、乳幼児期の高熱などが原因で生じた脳の障がいで、発達期（18歳未満）に知能の発達が遅滞した状態にとどまってしまい、学習・日常生活の維持・社会生活への適応などが著しく困難となる障がいです。障がいの程度は、ひとりでは日常生活の維持（衣・食・排泄など）や意思疎通が困難で常に介助や保護が必要な人から、ひとりで社会生活ができる人までさまざまです。

災害時に影響がありそうな障がいの特性としては、次のようなことがあります。

- ・急激な環境の変化への対応が苦手で、パニックを起こすことがあります
 - ・理解力の遅れにより、突発的な出来事に対処できない
 - ・適切な判断ができない
 - ・学習するのに時間がかかり、すぐには覚えられない
 - ・行動パターンなど、強くこだわりをもつ
 - ・コミュニケーションがうまくとれない
- （感性がするどく、快・不快などもはっきり感じていますが、それをうまく伝えることができません）

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～本人のペースに合わせて、わかりやすく～

知的障がいのある人の中には、環境の変化を理解できず気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、恐怖で動けなくなることもあるので、介助をするときは必ず「何か困っていますか」などの声掛け（名前がわかっている方であれば名前を呼ぶ）をしたうえで、わかりやすく説明し、安全な場所まで誘導してください。

2 介助・支援の方法

- 落ち着いた口調でやさしく話しましょう。本人が混乱していると、話が伝わりにくくなります。
- 「どうしますか」という判断を委ねるような質問や詳しく説明をすればするほど、かえって混乱を招いてしまうので、ゆっくりと、具体的に、短い文にしましょう。「あれ」「これ」「それ」などの表現を避けてわかりやすい言葉で説明してください。
- 「危ない」「怖い」など不安になる言葉をさけ、安心する声掛けをしながら避難誘導してください。
- 本人が言ったことを復唱すると、相手にも伝わったことがわかり、安心感に繋がります。
- 不安から大声を出しても、叱ったり、押さえつけないで落ち着いて接してください。
- ケガや痛みがあっても伝えられない人、痛み鈍感な人がいるので、表情をよく確認してください。

3 避難所で生活するとき

知的障がいを持つ特性により、障がい者本人はもとより家族や介助者も誤解や偏見・非難を受けやすい側面があるので、避難所生活に配慮する必要があります。

●環境整備の配慮をしましょう

- ・顔見知りの人や仲間と一緒に生活できるエリアを設置しましょう。
- ・パーテーション（間仕切り）の設置や個室の用意など、落ち着ける空間を確保しましょう。
- ・介助する家族の精神的ストレスを軽減するための相談窓口を設置しましょう。

●言葉で理解できなくても、絵に描いたり、メモなど視覚面を含めたコミュニケーションで伝わる方もいます。絵、図、文字（ふりがな併記）など、その方が理解できる方法で情報を伝えましょう。

●周りの理解と協力を促しましょう

- ・身の回り品や食べ物への特別なこだわりなどの障がい特性を理解しましょう。
- ・ひとりでは災害状況の把握や避難所での生活が困難なので、介助者や周囲のサポートが必要です。

⑦精神障がいのある方

障がいの特性

～災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある・普段服用している薬が必要～

精神障がいとは、脳内の伝達機能の不都合等によりさまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れ、誰もがかかり得る心の病です。投薬や治療により、症状をコントロールしながら生活しています。

災害時には環境の変化により、不安の高まりや神経が過敏になるため混乱することもあります。

また、周囲の状況や自身の行動の判断、柔軟な対応が難しい人もいます。外見からはわかりにくいために理解されずに孤立してしまう人もいます。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～不安を和らげる避難誘導を～

精神障がいのある方は、ストレスに弱い方や神経が過敏な方、コミュニケーションが苦手な方、急な環境の変化に適応しにくい方など、さまざまです。不安を和らげることを心掛けて落ち着いた態度で接してください。

2 介助・支援の方法

- 自分から介助や支援を申し出ることを遠慮してしまう人もいるので、やさしく声を掛けてください。
- 不安を和らげる避難誘導を心掛けましょう
 - ・冷静な態度で、災害の状況や避難所の位置などをわかりやすい言葉で説明してください。
 - ・本人を安心させ、冷静さを保つよう声を掛けましょう。
 - ・不安から大声を出したり行動が異常になっても、叱ったり、押さえつけないようにしましょう。
 - ・大きな声で指示したりすると、不安が強くなる場合があるので、控えてください。
- ヘルプカードを確認しましょう
 - ・混乱して自分の状況や必要な支援を伝えられないこともあるので、必要なサポート内容や注意点、薬を常用している人であれば、薬の携行を確認してください。



3 避難所で生活するとき

- 福祉避難所の説明をし、入所時に希望を確認しましょう
- パーテーション（間仕切り）を設置したり、家族や知人と一緒に生活できるようにするなど、落ち着ける空間づくりの対応をしましょう
- 周りの理解と協力が必要です
 - ・薬の飲み忘れがないようにすることや、心理的に孤立しないよう見守りましょう。
 - ・急激な環境の変化により、精神的に不安定となったり、病状が悪化する場合がありますため、無理強いせず本人の意思を尊重してください。
 - ・避難所で一緒に生活する家族の心労や悩みを理解し、居場所を確保できるような配慮をしましょう。

⑧発達障がいのある方

障がいの特性

～急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる～

発達障がいのある方とは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいがあって、通常その症状が低年齢において発現します。いつもの状況が違ったり、変化が起こると対応できず、落ち着きがなくなったり、パニックを起こしたりすることがあります。他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、まわりから見て、アンバランスな様子が理解されにくい障がいです。また、一見、障がいがあるように見えない人も多くいます。

1 障がいのある方を介助・支援するとき ～説明は「ゆっくり」「穏やかに」「短く」「具体的」～

周りの人たちとのコミュニケーションをとることが難しく、災害時には状況の急変を正確に感じとることができず、家の中にひとりで取り残される可能性があります。皆さんに一齐に伝えるだけでなく、本人に個別に声を掛けてください。また、大人の場合、子ども扱いをしないようにしてください。

2 介助・支援の方法

- 説明や指示をするときは、抽象的な表現は用いず、具体的な言葉を示してください
- 否定的な言葉ではなく、肯定的でわかりやすい言葉（単語）を使ってください
- 大きい声や強い口調に驚いて混乱を起こす人もいますので、穏やかに優しく話しかけてください
- 不安から急に混乱することがありますが、安全な場所に移動し気持ちを静めるようにしてください
- ケガや痛みがあっても伝えられない人、痛み鈍感な人がいますので、よく確認してください
- 多動の場合には、しっかり手をつないで歩いてください



3 避難所で生活するとき

- 福祉避難所の説明をし、入所時に希望を確認しましょう
- 環境整備の配慮をしましょう
 - ・座布団や椅子などを置いて、本人の居場所を明示しましょう。
 - ・パーテーション（間仕切り）を設置するなど、落ち着ける空間づくりの対応をしましょう。
※パーテーションには、配慮が必要なことを伝える表示をし、周囲もその状況を理解できるようにしましょう。
- 避難所での過ごし方を絵や短い文に書いて、本人と一緒に確かめましょう

公助について <障がい者・支援者向け>

「公助」とは、行政機関による救助や援助のことです。

以下では避難場所・避難所、要援護者見守り支援事業、災害時支援用ビブス・バンダナ、ヘルプカード等について記載しています。

1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難ルートを確認しましょう

災害はいつ起こるかわかりません。普段から、指定緊急避難場所・指定避難所がどこにあるのか、そこに行くためにはどのように避難すればいいのかを確認しておきましょう。

また、災害時には、行こうとしていた指定緊急避難場所・指定避難所への経路が通行できなくなっていたり、行くには危険を伴うような状況も起こる可能性もありますので、他の経路を利用したり、他の避難場所に向かうことができるよう、複数の経路や指定緊急避難場所・指定避難所についても確認しておくようにしましょう。

●指定緊急避難場所

災害が発生または発生するおそれがある場合にその危険から命を守るために緊急的に避難する場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たした施設または場所です。

●指定避難所

避難した方々が災害の危険性が無くなるまで一定期間、または災害により家に戻れなくなった方々が一時的に滞在できる場所です。なお、指定避難所は指定緊急避難場所と兼ねる施設もあります

拠点避難所 小学校施設を利用し、防災備蓄品倉庫が設置されています。また、避難所以外の被災者に対しても情報や物資の提供をする拠点施設です。

補助避難所 拠点避難所だけではすべての避難者に対応できない場合の避難所です。また、自主避難されてきた場合にも受け入れ可能な施設です。

福祉避難所 高齢者、障がいのある方、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設です。

●一時避難場所

災害時に被害を受けたり、そのおそれがある方々が一時的に危険を回避する場所です。また、近隣の方々が一時的に集まったりする場所にもなります。主に自治会等が任意に選定する集会所などの場所です。

避難場所・避難所の受入について

避難場所・避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の冠水や建物崩壊などによる避難経路の遮断によって、避難する場所が異なってきます。あらかじめ近くの避難場所・避難所を複数確認しておいてください。

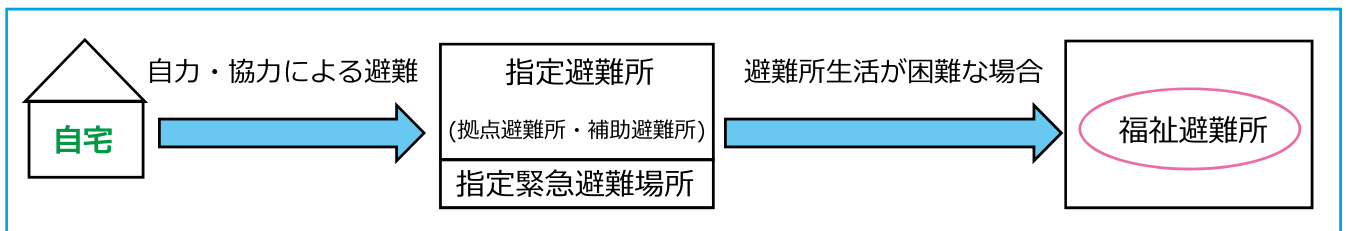
福祉避難所とは

福祉避難所とは、避難所生活において、何らかの配慮を必要とする災害時要援護者（高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者など）の方が安心して避難生活できるよう、施設のバリアフリー化など、特別な配慮を施した避難施設をいいます。（平成30年12月現在、18か所）

福祉避難所は、災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」で、一般の指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設される避難施設ではありません。福祉避難所の対象となられる方も、まずは身近な指定避難所（拠点避難所、補助避難所）、指定緊急避難場所に避難してください。

福祉避難所への避難の流れ

- 1、災害が発生した場合は、まず身近な指定避難所（拠点避難所、補助避難所）、指定緊急避難場所に避難してください。
- 2、指定避難所において、市職員等が避難者の身体状態や必要な支援などの状況を考慮し、福祉避難所への移送対象者を決定します。
- 3、福祉避難所は、施設の安全確認、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など、運営体制が整い次第開設し、決定された移送対象者を受け入れます。
- 4、指定避難所から福祉避難所への移送は、移送対象者のご家族や地域の支援者（自治会やボランティアなど）により行うことを原則としていますが、ご家族の方などでの移送が困難な場合は、状況に応じて福祉車両等での移送を行います。



※福祉避難所は、移送対象者だけでなく、ご家族の方も入所することができます。ただし、スペースの都合により、ご家族については、移送対象者の支援に必要な最低限の人数となります。

避難所・避難場所一覧

◆指定緊急避難場所

施設名称	所在地	地震	洪水
久喜小学校	本町 2-5-1	○	○
太田小学校	吉羽 2-16-10	○	○
江面第一小学校	北青柳 40-1	○	○
江面第二小学校	除堀 1380	○	○
清久小学校	六万部 590	○	○
本町小学校	本町 7-6-1	○	○
青葉小学校	青葉 1-3-1	○	○
青毛小学校	青毛 800	○	○
久喜東小学校	久喜東 4-25-20	○	○
久喜北小学校	久喜北 2-30-1	○	○
久喜中学校	本町 4-1-1	○	○
久喜南中学校	江面 85	○	○
久喜東中学校	青葉 3-4-1	○	○
太東中学校	吉羽 2410	○	○
中央公民館	久喜中央 4-7-7	○	○
東公民館	久喜東 1-27-20	○	○
清久コミュニティセンター・西公民館	上清久 1489-2	○	—
青葉公民館	青葉 1-2-1	○	○
太田集会所	吉羽 1-37-14	○	○
栗原記念会館	栗原 4-9-12	○	○
花みずき会館	青毛 2-11-13	○	○
総合運動公園	江面 1616	○	○
県立久喜高等学校	本町 3-12-1	○	○
県立久喜北陽高等学校	久喜本 837-1	○	○
県立久喜工業高等学校	野久喜 474	○	○
県立久喜特別支援学校	上清久 1100	○	○
東京理科大学跡地	下清久 500-1	○	○
ふれあいセンター久喜	青毛 753-1	○	○
児童センター	吉羽 1-40-14	○	○
いちょうの木	所久喜 835-1	○	—
けやきの木	青毛 1146-1	○	—
のぞみ園	北青柳 1331	○	—

施設名称	所在地	地震	洪水
久喜けいわ	六万部 1435	○	—
偕楽荘	上清久 930	○	○
久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）	吉羽 692-1	○	—
青葉 4 丁目公園	青葉 4-11	○	—
青葉 5 丁目公園	青葉 5-8	○	—
向地児童公園	久喜東 3-31	○	—
東一公園	久喜東 1-957-6	○	—
青葉公園	青葉 3-1	○	—
清久公園	清久町 9	○	—
久喜菖蒲公園	河原井町 70	○	—
菖蒲小学校	菖蒲町菖蒲 625	○	○
小林小学校	菖蒲町小林 2197	○	○
三箇小学校	菖蒲町台 852-1	○	○
栢間小学校	菖蒲町下栢間 2720	○	○
菖蒲東小学校	菖蒲町菖蒲 427	○	○
菖蒲中学校	菖蒲町上大崎 860	○	○
菖蒲南中学校	菖蒲町小林 110	○	○
しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲 1077-1	○	○
農業者トレーニングセンター	菖蒲町上大崎 820-1	○	—
労働会館（あやめ会館）	菖蒲町菖蒲 193-1	○	○
菖蒲文化会館（アミーゴ）	菖蒲町菖蒲 85-1	○	○
森下公民館	菖蒲町下栢間 5495-2	○	—
菖蒲老人福祉センター	菖蒲町三箇 2904	○	—
彩嘉園	菖蒲町三箇 1235-1	○	—
あやめ公園	菖蒲町新堀 1695	○	—
寺田緑地グラウンド	菖蒲町菖蒲 5013-42	○	—
ふれあい広場	菖蒲町三箇 2834	○	—
森下緑地グラウンド	菖蒲町下栢間 5495-1	○	—
しらすぎ公園	菖蒲町菖蒲 10	○	—
鎮守の森公園	菖蒲町上栢間 3312-1	○	—
（仮称）菖蒲運動公園	菖蒲町菖蒲 880	○	—
栗橋小学校	栗橋東 3-3-1	○	○
栗橋南小学校	南栗橋 4-21-1	○	○
栗橋西小学校	佐間 266-1	○	○
栗橋東中学校	栗橋 1425	○	○
栗橋西中学校	間鎌 330-1	○	○
栗橋公民館体育館	栗橋中央 2-7-1	○	—
栗橋文化会館（イリス）	伊坂 1557	○	—

施設名称	所在地	地震	洪水
栗橋B&G海洋センター	伊坂 1551-1	○	—
栗橋コミュニティセンター（くぶる）	中里 1048-1	○	—
県立栗橋北彩高等学校	伊坂 1	○	○
幸手市立行幸小学校	幸手市大字円藤内 460-2	○	○
健康福祉センター（くりむ）	間鎌 255-1	○	—
栗橋地域子育て支援センター（くぶる）	中里 1048-1	○	—
くりの木	間鎌 276-2	○	—
高柳やすらぎ公園	高柳 2513-1	○	—
南栗橋近隣公園	南栗橋 12-1	○	—
大堀公園	南栗橋 1-4-2	○	—
丁張公園	南栗橋 2-4	○	—
魚越公園	南栗橋 3-8	○	—
蓮沼公園	南栗橋 5-10	○	—
狐塚公園	南栗橋 7-11	○	—
大沼公園	南栗橋 8-4-1	○	—
内沼公園	南栗橋 11-9-1	○	—
権現堂公園（1号公園）	小右衛門 50	○	—
鷲宮小学校	葛梅 113	○	○
上内小学校	上内 716	○	○
砂原小学校	砂原 1-4-1	○	○
桜田小学校	東大輪 311	○	○
東鷲宮小学校	桜田 3-10-1	○	○
鷲宮中学校	鷲宮 782	○	○
鷲宮東中学校	八甫 4-46	○	○
鷲宮西中学校	上内 1797	○	○
鷲宮東コミュニティセンター（さくら）	桜田 3-10-2	○	—
鷲宮西コミュニティセンター（おおとり）	中妻 785-2	○	○
県立鷲宮高等学校	中妻 1020	○	○
あゆみの郷	東大輪 2273-1	○	—
ゆう・あい	上内 327-6	○	—
鷲宮地域子育て支援センター（すまいる）	鷲宮 2-6-19	○	—
花と香りの公園	八甫 4-106-1	○	—
けやき広場	桜田 3-12	○	—
鷲宮温水プール（敷地）	鷲宮 6-4-1	○	—
桜田運動公園	桜田 2-7-1、-2	○	—
葛梅公園	葛梅 2-15-1	○	—

◆ 指定避難所

① 拠点避難所

施設名称	所在地
久喜小学校	本町 2-5-1
太田小学校	吉羽 2-16-10
江面第一小学校	北青柳 40-1
江面第二小学校	除堀 1380
清久小学校	六万部 590
本町小学校	本町 7-6-1
青葉小学校	青葉 1-3-1
青毛小学校	青毛 800
久喜東小学校	久喜東 4-25-20
久喜北小学校	久喜北 2-30-1
菖蒲小学校	菖蒲町菖蒲 625
小林小学校	菖蒲町小林 2197
三箇小学校	菖蒲町台 852-1
栢間小学校	菖蒲町下栢間 2720
菖蒲東小学校	菖蒲町菖蒲 427
栗橋小学校	栗橋東 3-3-1
栗橋南小学校	南栗橋 4-21-1
栗橋西小学校	佐間 266-1
鷲宮小学校	葛梅 113
上内小学校	上内 716
砂原小学校	砂原 1-4-1
桜田小学校	東大輪 311
東鷲宮小学校	桜田 3-10-1

② 補助避難所

施設名称	所在地
久喜中学校	本町 4-1-1
久喜南中学校	江面 85
久喜東中学校	青葉 3-4-1
太東中学校	吉羽 2410
中央公民館	久喜中央 4-7-7

施設名称	所在地
東公民館	久喜東 1-27-20
清久コミュニティセンター・西公民館	上清久 1489-2
青葉公民館	青葉 1-2-1
太田集会所	吉羽 1-37-14
栗原記念会館	栗原 4-9-12
花みずき会館	青毛 2-11-13
総合運動公園	江面 1616
県立久喜高等学校	本町 3-12-1
県立久喜北陽高等学校	久喜本 837-1
県立久喜工業高等学校	野久喜 474
県立久喜特別支援学校	上清久 1100
東京理科大学跡地	下清久 500-1
菖蒲中学校	菖蒲町上大崎 860
菖蒲南中学校	菖蒲町小林 110
しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲 1077-1
農業者トレーニングセンター	菖蒲町上大崎 820-1
労働会館（あやめ会館）	菖蒲町菖蒲 193-1
菖蒲文化会館（アミーゴ）	菖蒲町菖蒲 85-1
森下公民館	菖蒲町下栢間 5495-2
栗橋東中学校	栗橋 1425
栗橋西中学校	間鎌 330-1
栗橋公民館体育館	栗橋中央 2-7-1
栗橋文化会館（イリス）	伊坂 1557
栗橋B&G海洋センター	伊坂 1551-1
栗橋コミュニティセンター（くぶる）	中里 1048-1
県立栗橋北彩高等学校	伊坂 1
鷺宮中学校	鷺宮 782
鷺宮東中学校	八甫 4-46
鷺宮西中学校	上内 1797
鷺宮東コミュニティセンター（さくら）	桜田 3-10-2
鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）	中妻 785-2
県立鷺宮高等学校	中妻 1020
幸手市立行幸小学校	幸手市大字円藤内 460-2

③ 福祉避難所

施設名称	所在地
県立久喜特別支援学校	上清久 1100
ふれあいセンター久喜	青毛 753-1
児童センター	吉羽 1-40-14
いちょうの木	所久喜 835-1
けやきの木	青毛 1146-1
のぞみ園	北青柳 1331
久喜けいわ	六万部 1435
偕楽荘	上清久 930
久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）	吉羽 692-1
しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲 1077-1
菖蒲老人福祉センター	菖蒲町三箇 2904
彩嘉園	菖蒲町三箇 1235-1
健康福祉センター（くりむ）	間鎌 255-1
栗橋地域子育て支援センター（くぶる）	中里 1048-1
くりの木	間鎌 276-2
あゆみの郷	東大輪 2273-1
ゆう・あい	上内 327-6
鷲宮地域子育て支援センター（すまいる）	鷲宮 2-6-19

◆一時避難場所

施設名称	所在地
東町集会所	久喜東 5-31-6
栗橋ハイツ集会所	栗橋東 5-25-15
伊坂一丁目千勝会館	伊坂 1339
イトーピア集会所	緑 1-10-11
高柳里原会館	高柳 1334
高柳新田集会所	高柳 204-2
島川会館	島川 155-2
北広島公民館	北広島 1328
小右衛門川通集会所	栗橋東 6-20-13
小右衛門公民館	小右衛門 1084
中里下集会所	中里 96-1
狐塚公民館	狐塚 193
新井集会所	新井 270-1
河原代福寿会館	河原代 579

2 要援護者見守り支援事業に登録しましょう

市では、地震や風水害などの災害時に、自力で避難することが困難な障がいのある方や高齢者などの「要援護者」が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう要援護者見守り支援の取り組みを行っています。近隣住民、区長（自治会）、民生委員・児童委員、自主防災組織の方々など、地域の皆さんに、要援護者を支える支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難のお手伝い、平常時における声掛け運動など、地域ぐるみで見守り支援を行います。

※要援護者となるには、要援護者見守り支援事業登録台帳への登録が必要です。

いざというときに備えて、台帳への登録をご検討ください。

●対象となる方

<p>1 障がいのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳(A)、A ・精神障害者手帳1級 ・難病患者 ・障害支援区分3以上（障害支援区分3～6の方） 	<p>2 高齢者（65歳以上の方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし ・高齢者のみの世帯 ・日中・夜間独居世帯 ・要介護3以上（要介護3～5の方）
<p>3 状況によって手助けが必要となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳幼児、児童、外国人など 	<p>4 その他援護を必要となる方</p>

●申請方法

・申請書（兼個別支援プラン）に必要事項を記入し、提出してください。申請書の受付は次の問い合わせ先で行っております。

●受付・問い合わせ

市役所社会福祉課

本庁舎社会福祉係 ☎0480-22-1111 FAX0480-23-0699

菖蒲総合支所菖蒲社会福祉係 ☎0480-85-1111 FAX0480-85-6840

栗橋総合支所栗橋社会福祉係 ☎0480-53-1111 FAX0480-52-6027

鷺宮総合支所鷺宮社会福祉係 ☎0480-58-1111 FAX0480-58-7019

3 災害時支援用ビブス・バンダナ、ヘルプカードなど

① 視覚障がい者災害時支援用ビブス

視覚障がいのある方は外見上障がいがあることが伝わりづらく、災害時に周囲から支援を受けにくいことがあります。このビブスを着用することで着用者に視覚障がいがあり、支援が必要であるという情報を伝えることができます。



災害時にこのビブスを着用している方を見掛けた際は、「何かお困りのことはありませんか」とお声掛けください。

※ビブスは市役所障がい者福祉課または各総合支所各社会福祉係で配布しています。

② 聴覚障がい者災害時支援用バンダナ

聴覚障がいのある方も外見上障がいがあることが伝わりづらく、災害時に周囲から支援を受けにくいことがあります。このバンダナを着用することで周囲に手話や筆談等のコミュニケーション支援が必要であるという情報を伝えることができます。



災害時にこのバンダナを着用している方を見掛けた際は、手話や筆談等による対応をお願いします。

※バンダナは市役所障がい者福祉課または各総合支所各社会福祉係で配布しています。

③ ヘルプカード

障がいのある方は、緊急時の連絡先や、支援してもらいたいことを記入した「ヘルプカード」を携帯しましょう。ヘルプカードは、災害時以外でも周囲に支援を求めたいときに使えますので、カード入れや財布に入れて、いつも持ち歩きましょう。また、家族や緊急連絡先となる方などに、ヘルプカードを持っていることを知らせておきましょう。



※ヘルプカードは、次のページに様式を記載しておりますので、必要に応じて活用してください。

また、市役所障がい者福祉課、各総合支所各社会福祉係などでも配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

↓①外枠を切り取る

↓②山折して、裏面を接着

<p>あなたの支援が必要です。</p> <h1>ヘルプカード</h1>  <p>久喜市</p> <p>手助けが必要です カードを開いてみてください</p>	<p>わたしの医療情報</p> <p>持病・障害名 _____</p> <p>かかりつけ _____ 電話 () _____</p> <p>の病院 _____ 電話 () _____</p> <p>アレルギー _____</p> <p>血液型 _____ 型 RH + -</p>
<p>わたしの情報</p> <p>名前 _____</p> <p>住所 久喜市 _____</p> <p>電話番号 _____ () _____</p> <p>生年月日 _____</p>	<p>飲んでいる薬 _____</p> <p>配慮・手助けしてほしいこと</p> <p><input type="checkbox"/> () が不自由です</p> <p><input type="checkbox"/> 人工透析をしています</p> <p><input type="checkbox"/> ペースメーカーを使用しています</p> <p><input type="checkbox"/> ストマ用装具(尿路・消化器)を使用しています</p> <p><input type="checkbox"/> () 発作があります</p> <p><input type="checkbox"/> パニックになることがあります</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション(気持ちを伝えること)が苦手です</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単な言葉でゆっくりはなしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 移動の時は、介助してください(介助方法 _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 手話通訳が必要です</p> <p><input type="checkbox"/> 書いてある情報を音読してください</p>
<p>緊急連絡先</p> <p>第1連絡先 名前: _____ つづきから 続柄: _____</p> <p>電話: _____ () _____</p> <p>第2連絡先 名前: _____ つづきから 続柄: _____</p> <p>電話: _____ () _____</p> <p>第3連絡先 名前: _____ つづきから 続柄: _____</p> <p>電話: _____ () _____</p>	<p><input type="checkbox"/> パニックになることがあります</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション(気持ちを伝えること)が苦手です</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単な言葉でゆっくりはなしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 移動の時は、介助してください(介助方法 _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 手話通訳が必要です</p> <p><input type="checkbox"/> 書いてある情報を音読してください</p>
<p>自由記載欄</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>自由記載欄</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

→③山折り

→③谷折り

→③山折り

④ 防災行政無線メール配信サービス

携帯電話やパソコンに防災行政無線の放送内容等を電子メールで配信するサービスです。

◆提供する情報

- ・震度 5 弱以上の地震の発生、注意及び指示
- ・人命、非常事態に関わるもので緊急を要するもの
- ・竜巻注意情報
- ・その他、防災行政無線で放送した内容（定時放送を除く）

◆登録方法

- ①メール配信を受ける携帯電話またはパソコンから、登録用アドレスへ空メールを送信してください。（QR コードからも送信できます）
- ②空メール送信後、市から登録用返信メールが届きますので、メールに従い登録手続きを行ってください。

◆登録用メールアドレス

kuki.bousai@mpme.jp
防災行政無線の放送内容



※メールが届かない場合

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合や、携帯電話会社の迷惑メールに関するセキュリティが強化された場合には、メールが届かない可能性があります。設定方法は、ご使用の携帯電話により異なりますので、取り扱い説明書をご覧になるか、各携帯電話会社へお問い合わせください。

⑤ 防災行政無線音声応答サービス

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができるサービスです。

0480-22-6177（通話料がかかります）

放送終了後から利用できます。

新しい放送内容から順に再生されます。

定時放送（お昼のサイレン、児童の下校放送、市の歌）は、聞くことができません。

平成31（2019）年3月発行

発行：久喜市

編集：福祉部障がい者福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

TEL：0480-22-1111（代表）

FAX：0480-23-0699

E-mail：shogai-fukushi@city.kuki.lg.jp

URL：http://www.city.kuki.lg.jp/